

第67回サービス統計・企業統計部会議事録

1 日 時 平成28年11月24日（木）10:00～12:00

2 場 所 総務省第2庁舎6階特別会議室

3 出席者

【委 員】

西郷 浩（部会長）、野呂 順一、宮川 努、北村 行伸、中村 洋一

【審議協力者】

総務省統計局、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、日本銀行、東京都、大阪府

【調査実施者】

厚生労働省政策統括官付参事官付雇用・賃金福祉統計室 石原参事官、手計補佐ほか

【事務局（総務省）】

横山大臣官房審議官

統計委員会担当室：山澤室長、吉野政策企画調査官

政策統括官（統計基準担当）付統計審査官室：澤村統計審査官、内山国際統計企画官
ほか

4 議 題 毎月勤労統計調査の変更について

5 議事録

○西郷部会長 それでは、定刻になりましたので、第67回のサービス統計・企業統計部会を開催させていただきます。本日は天気が非常に芳しくない中、御出席いただきましてありがとうございます。この部会の部会長を務めさせていただきます早稲田大学の西郷と申します。どうぞよろしく願いいたします。

本日の審議案件は11月18日、第103回統計委員会において総務大臣から諮問された毎月勤労統計調査の変更、いわゆる毎勤と呼ばれているものですが、その変更について御審議いただきます。

部会の構成に関しましては、参考1のとおりまとめておりますけれども、この部会のコアのメンバーでいらっしゃる宮川委員と野呂委員のほか、今回の審議は昨年度の統計法施行状況審議や、今年度行われました新旧データ接続ワーキンググループにも関係がございますので、北村委員及び中村委員にも参加していただきます。どうぞよろしく願いいたします。

なお、本日、野呂委員は早めの御退席と伺っております。また、各省など審議協力者や事務局の出席者一覧につきましては、資料番号は付しておりませんが、お手元にお配りし

てありますので御参照いただければと思います。

それでは、まず事務局の方から配布資料について御説明をお願いいたします。

○樽松総務省政策統括官（統計基準担当）主査 説明させていただきます。本日の配布資料につきましては、議事次第にありますとおり、資料1が統計委員会諮問時の資料、資料2が事務局作成に係る審査メモ、そして資料3が審査メモの中で示した論点に対する厚生労働省の回答となっております。

また、参考資料としまして、参考1が部会の構成員名簿、参考2が今後の日程表、そして参考3が統計法施行状況報告の未諮問審議関連、参考4が同じく統計法施行状況報告の新旧接続関連、参考5が統計調査における労働者の区分等に関するガイドラインとなっております。御確認をお願いいたします。

このほか、資料番号は付しておりませんが、座席図、出席者名簿及び先日の統計委員会で各委員の方から御発言がありました御意見（要旨）をお配りしております。

事務局からは以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、審議に先立ちまして、今後の進行について3点ほど私から申し上げます。まず最初は、何に基づいてこの審議を進めていくのかということなのですが、審査メモ、資料の番号で言うと2番ということになりますけれども、この審査メモに沿って進めさせていただきます。具体的には、事務局の方から審査の状況と論点について御説明いただいた後で、資料3、その次の資料になりますけれども、実施部局の方から審査メモに挙げられた論点について回答、説明をいただいて、それに沿う形で質疑をしていただく、こういう形で進めさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

2点目は、参考2で示しております日程ですけれども、本調査の審議に関しましては、本日1回目ですけれども、このほかに12月15日に2回目の部会を開いて、1月の統計委員会で答申案を報告できればと考えております。その過程では、書面審議による手続も活用して、効率的に審議を進めてまいりたいと思っておりますので、御協力をよろしく申し上げます。それが2点目です。

3点目は、本日の部会は正午までを予定しておりますが、多少時間を過ぎるという場合もございます。ただ、先ほど申しましたように、この後にももう一つ会議がございますので、どんなに遅れても12時15分ぐらいをめどとしておりますので、よろしく申し上げます。もちろん、12時過ぎましたら御予定がある委員におかれましては退席していただいて結構です。

それでは、早速審議の方に入らせていただきます。諮問された際の統計委員会には、今回御出席の委員の方全員御出席でしたので、通常行っている諮問の概要の説明は割愛させていただきます。ただ、統計委員会の際に、統計委員会の出席の委員から意見が出されておりますので、その確認の意味を含めて事務局から御紹介をお願いいたします。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）国際統計企画官 それでは、先週の統計委員会におきまして事務局から諮問の概要を説明いたしましたが、その際、委員の方々から幾つかコメントを頂戴しております。そこで資料番号は付しておりませんが、1枚紙で「諮問

の際に委員の方々から示された御意見（要旨）」ということで資料をお配りしておりますので、そちらを御紹介したいと思います。なお、いつもながらでございますが、脚注のところにもありますとおり、この要旨につきましてはこの部会審議のために便宜的に作成したものであるということで、正式な議事概要等は追って確認依頼がなされますので御了承いただければと思います。いただいた意見はやりとりも含めましてお三方から、いずれも指数の関係でございました。

まず、宮川委員からですが、新旧標本による指数の接続に関しまして、統計委員会のときにお示した資料というのは非常に理想的といいますか、きれいにつながる形の図をお示していたわけですが、それに対しまして、様々なケースを想定して、断層が生じた場合の対応、これを議論すべきではないかとの御意見を頂戴しております。

次に、白波瀬委員から、継続指数の作成につきましてということなのですが、2行目から後半になりますが、非常に技術的なものと認識していますが、複数の方法についてシミュレーションを行って、どの作成方法が望ましいのかといったことも部会で詳細に議論するのでしょうかという質問でございました。これについては委員長が引き取ってくださいまして、継続指数の作成そのものについては方針は既に決まっています。ですので、審議というよりも厚生労働省が想定されている作成方法の説明を受けて、それを確認するという対応かと思えますという形で引き取りをさせていただきました。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、早速審査メモに沿って審議に入りたいと思います。審査メモは資料の番号で申しますと資料2ということになります。最初でございますのが、大きい1番で、毎月勤労統計調査の変更というところですが、本日の審議の目玉と申しましょうか、第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入というのが最初でございます。これに関しまして、今日は主に時間を割いて御議論いただくということになるのですけれども、これに関しましては論点が多岐にわたりますので、大きく審査メモの方で4つに区分されております。その区分ごとに審議を進めてまいりたいと思います。まずはローテーション・サンプリングの導入のスケジュールの全般に関してなのですが、これに関して論点a、bと挙げられておりますので、まずは事務局の方から審査の状況、論点等を御説明お願いいたします。

○樽松総務省政策統括官（統計基準担当）主査 説明させていただきます。ローテーション・サンプリングの導入につきまして、変更の概要としましては、第一種事業所について平成32年1月調査から、毎年3分の1のローテーション・サンプリングを導入する、そして平成32年から導入できるよう経過措置を行うというものでございます。審査の状況でございますが、今回の変更は統計委員会で示された方向性に沿ったものであり、統計の正確かつ安定的な作成、提供の観点から適当と考えておりますが、3点、標本設計等の具体的手法、2つ目として調査対象事業所の入替え前後の調査結果に関する対応、3番目として都道府県への負担軽減方策等について確認する必要があります。

論点ですが、大まかに4つ区分してございます。まずはローテーション・サンプリング

の導入スケジュール全般についての a 及び b です。a の論点は、移行期間の措置として部分入替えの開始が平成30年1月であるのはなぜか。もっと早く入替えを開始することができないかというものでございます。b の論点は、移行期間が平成29年1月から平成34年1月ということで、長過ぎるのではないか、短くできるのではないか。また、標本入替え時期を毎年1月にしなければならないのはなぜか。

次に、ローテーション・サンプリングの導入に伴う標本設計等についての c 及び d です。c の論点は、標本を毎年3分の1ずつ入れ替えることの前提として、標本を3グループに分けることとなりますが、1つ目として、グループ分けの基準は何か。2つ目として、各グループの事業所規模などの属性が可能な限り均質となるような措置を行うのか。3番目として、都道府県ごとに見たときに、属性の偏りが発生しないのか。4番目として、調査対象数が少ない階層についてはどのようにローテーション・サンプリングを行うかの4つ。

d の論点としては、従業者規模500人以上の大規模事業所については、これまで悉皆調査でしたが、ローテーション・サンプリング導入後はどのような対応をするのか。

次に、調査対象事業所の入替え前後の調査結果に関する対応についての e 及び f です。e の論点は、何をもって断層と判断するか。もし断層と思われる差異が認められた場合は要因分析を行うのか。

f の論点は、サンプル替えの影響の計測方法について、第3回新旧データ接続ワーキングにおいて、毎月勤労統計調査について、サンプル替えの影響は、サンプルの重複時点の差としているが、この重複時点の差が安定かどうかの確認を行う必要があるとの指摘がありました。その指摘に対する現在の検討状況はどうかです。

最後に、報告者・都道府県の負担軽減方策等についての g 及び h です。g の論点は、断層が生じる根本的な問題として脱落事業所の反省がございまして、回収率の維持・向上を図るために報告者負担軽減策や事業所から理解を得る方策として、どのようなことを行うかです。

最後、h の論点としては、本調査は都道府県を経由する調査ですが、都道府県の事務負担軽減策としてどのような措置を講じるのか。また、それらを講じるに当たり、都道府県の意見を踏まえて検討し、理解を得るよう努めているのかです。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

大きく言いますと、ローテーション・サンプリングの導入スケジュール全般ということですが、少し角度の強い、鋭角的な不等号の記号のようなもので、4つに論点に分かれております。最初の論点が、まずは全般的なことということで、全般的な論点に関しまして a、b とございます。この a、b に関してまず調査実施者の方から御説明をお願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 私、厚生労働省の毎月勤労統計を担当しております参事官の石原でございます。よろしくお願いいたします。

お手元の資料3に沿って説明申し上げます。資料3には別紙がございまして、1から4とございますので、適宜引用しながら説明申し上げたいと思います。まず、a と b でござ

います。aのところではローテーション・サンプリング導入に向けた入替えをもっと早くできないかという論点でございます。お手元にあるようなスケジュールで今、私ども考えているところでございますけれども、これを平成30年1月より前に入替えを開始する方法には、例えば別紙の1に幾つかケースを掲げておきましたけれども、別紙1の例えば①であれば、29年1月の時点で3分の1を入れ替える、3分の1を1年延長、3分の1を2年延長、このようなこと。あと、②③といったようなことが考えられます。ただ、私ども、以下申し上げますような事情を考えまして、平成30年1月より前に入替えを開始するのは困難な状況と考えております。

まず、この毎月勤労統計全般を管理するシステムの改修作業に相応の時間を要することが挙げられます。この毎月勤労統計調査でございますが、調査対象事業所名簿の管理、あるいは調査票の受付管理、内容審査、あるいは、都道府県が集計しているものでございますが、地方調査の集計などの業務を各都道府県と厚生労働省を結ぶ毎月勤労統計調査オンラインシステム、毎勤システムと呼ばせていただきますけれども、この毎勤システムを用いて行っているところでございます。今回、ローテーション・サンプリングを導入いたしますと、あるいは移行期間に至るまでの2分の1ずつ入れ替えるとか、そういった部分入替えに伴って、調査対象事業所の管理をグループごとに行う必要が生じまして、毎勤システムの改修が必要になるところでございます。今までは30人以上の事業所は2年ないし3年ごとに総入替えであったのに対して、今後はそれに対応して数年に一度、全部取り替えることを前提にシステムが作られていたところでございます。これを毎年3分の1ずつ入れ替えていくのに対応したシステムとしなくてはならないわけでございますが、こうなりますと、改修が軽微な改修では済まなくて、調査対象事業所名簿の管理から集計に至るまで全企業に及ぶ大規模な改修となります。新たにシステムを一から構築するぐらいの大きな改修になってしまうわけなのでございますが、そのため1年程度の改修スケジュールが最低でも必要となっているところでございます。

参考までに、別紙の2といたしまして、ローテーション化に伴うシステム改修のスケジュールを掲げました。金額が大きいので、契約を年度初めの4月にするとしましても、その業者決定までに入札の公示期間をとるとか、あるいは私ども厚生労働省の中の公共調達委員会にかけなければいけないとか、あるいは審査を受けなくてはならないといった契約を交わすまでも期間を要するところがございます。したがって、仮に平成29年1月に経過措置の開始として一部入替えを実施するためには、システムの改修が平成28年12月には終わっている必要がございますが、そのためには平成27年9月には改修に向けた作業を開始しなければならないところがございますけれども、その時点ではまだローテーション・サンプリング導入について確定はしていなかったところがございます。

また、システム改修に掛かる経費も平成29年度予算要求で行っておりまして、契約そのものが早く平成29年4月でございます。これでも平成30年1月に間に合わせるのがぎりぎりの状態でございます。そういったことで早期に入替えを開始することが望ましいことは十分認識しておりますけれども、入替えを開始するのが早く平成30年1月、それまでの間はやむを得ず現在、対象となっている事業所を調査対象として継続せざるを得ないと

判断しているところでございます。

また、bでございますけれども、入替えを開始してからの移行期間に4年を要しているが短くできないのかという点でございます。つまり、平成30年1月で部分入替えをし始めたとしても、その後、移行期間を短縮する方法としましては、平成30年1月に部分入替えした事業所の調査期間を短縮することといったことが考えられます。しかしながら、平成30年、例えば7月に入替えをするといったことが考えられるわけでございます。しかしながら、平成30年7月に次の入替えを行うといたしますと、平成30年1月の入替えに伴う作業の終わりの部分と平成30年7月の入替え作業の初めの部分、初めの部分と申しますのは私どもが調査をお願いする前に事前調査を行いますので、そういった事前調査が重なることになりまして、都道府県の方の事務が回らなくなると考えております。都道府県におかれましては通常の月例業務以外にも第二種の事業所、30人未満の事業所に係る業務で、30人未満の事務所は調査区を抽出して、その調査区の中からまた更に事業所を抽出するという二段抽出をしているわけでございまして、2月と9月には調査区の中の事務所名簿を作る作業があるとか、あるいは年に1回、5人未満の事業所を対象に特別調査を行っているわけなのですが、その特別調査の業務が7月から9月、あるいは名簿の審査を含めまして10月といった特別調査の業務がございまして。

この都道府県の業務の流れにつきましては別紙の3に年間スケジュールのような形で掲げさせていただいておりますけれども、1月の入替えであれば従来1月というのは30人以上の事業所の抽出替えを行っていた月でございます。それが1月入替えということで今後とも続くと考えるわけでございますが、これは1月以外の月の入替えといたしますと、都道府県の業務の関係でかなり慎重にならざるを得ない状態でございます。

また、そのほか、毎月の統計は月次の結果以外に年平均結果もよく利用されておりました、区切りとしましては年途中の入替えよりは1月入替えという現状踏襲が最も望ましいと考えております。また、仮に7月に入替えを行うといたしますと、毎月勤労統計賞与集計というのをやっております、夏季賞与の集計に影響が出ます。夏季賞与ともますのは6月、7月、8月の3か月の調査で連続して調査対象となったところの事業所の賞与分を集計しているところでございます。7月に入替えを行いますと、第二種の事業所は7月にも入替えを行っているところなのですが、30人以上の第一種の方を7月に入替えを行うとなると、かなり賞与集計の対象となる事業所の数が減りまして、集計結果にも大きく影響を与えるところでございます。

そういったようなこととか、あるいは、いろいろなバリエーションが考えられまして、お手元の資料3には、経過期間における部分入替えの期間を1年1か月、2年1か月に変更するといったことに対しまして完全移行までの期間を1年前倒しにするようなアイデアもあり得るわけでございます。資料のところには1年短縮した形で載せておりますけれども、ただ、このような方法でも31年の1月には6分の5が入れ替えてしまうとか、あるいは31年の1月から1年間は前年同月から継続している標本が6分の1しかなくなるとか、そういったデメリットがございまして。

そういったことを勘案いたしまして、移行期間の短縮によるローテーション・サンプリ

ングの移行時期の前倒し、可能であれば望ましいとは思いますが、やはりお示し申し上げている案がとり得る選択肢の中では最適と判断している次第でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対しまして質問、御意見等ございましたら伺いたいと思います。いかがでしょうか。

○宮川委員 2点質問をさせていただきたいと思います。一つは、bの2のところで、1月が望ましいというふうに考えておられるようですが、その後の理由を当てはめれば1月の変更も、冬季賞与があるわけですから、その時点の変更はあまり本当は良くなかったということにもなるかと思えます。そういう意味では、むしろもう少し前倒しをして、では半年前か、半年と1月の間ぐらいに頑張っただけでシステムの改修をされればいいのではないかとこのように考えます。

もう一つは、そういうふうにする理由は、1年延長ということになりますと、これまでであったギャップがそれ以上にも大きくなる可能性があって、その差異は後では議論になりますけれども、指数の継続方法をどうされるのかということが少し気になります。ギャップが大きくなって2分の1の変化ですけれども、その2分の1の変化でももちろん少しはギャップが縮小するのでしょうかけれども、一方で、入れ替えた指数のギャップはこれまで使ったもの、2年間使っているものよりも大きくなっているはずですので、また同じような問題が起きるのではないかとこのように懸念があります。

以上2点です。

○西郷部会長 御回答をよろしくお願ひいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） ありがとうございます。まず1点目でございますけれども、冬の賞与は11月、12月、1月の3か月連続して、調査票を提出した事業所について集計しているところでございます。先ほども説明申し上げましたけれども、私どもは1月に入替えを行うときには入替え前の事業所を調査することにしております。つまり、入替え月はダブルで調査をするという形を考えております。したがって、冬の賞与については11、12、1月は、入替え前の事業所で30人以上のところを捉えるということに考えておまして、その点は7月に入れ替える場合には、7月はダブルですけれども、6、7、8、それが3か月そろわないのでということをお願いした次第でございます。

また、2点目でございますけれども、後ほど指数のところでも説明申し上げることにしておりますけれども、平成30年1月と31年1月のときには、どうしても、いわゆる32年以降の入替えとは違って、平成27年1月から続けている事業所があるとか、あるいは2分の1残っているとか、そういった事情が違いますので、昔の指数の水準を一律に調整するというような形で対応しようと考えている次第でございます。もちろん、ギャップが少なくなるようにいろいろと脱落事業所が極力少なくなるようないろいろな配慮を、また説明申し上げるつもりでございますけれども、する次第でございます。

○宮川委員 ローテーション・サンプリングの問題が毎月勤労統計にとって一番この1年と申しますか、いろいろ議論になって、そもそもギャップの問題が非常に大きな議論にな

ったためにローテーション・サンプリングの導入をされるわけですが、ギャップの修正のところは本当に、いわゆる移行過程が済むまでうまく行われなければ、また同じような批判が毎月勤労統計に対してなされるのではないかと。そういうような、いわゆる改定であれば、せっかく御努力をされた意味がないと言うわけではないのですけれども、御努力が十分目的を達しないのではないかと懸念があるのですけれども。

○西郷部会長 御回答をお願いします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） もちろんローテーション化の移行に伴って、現在お願いしている事業所の調査期間を延ばさざるを得ないということがあるわけなのですが、それをしたがかえって、例えば31年とか、段差が大きくなってしまったのでは元も子もないわけですので、そういった脱落防止のために、また説明申し上げますけれども、エクセルの調査票を皆さんがお使いいただけるようにするとか、あるいは統計調査員を督促に使うことができるようにするとか、そういったもろもろの配慮をしてなるべく脱落がないように、さらに事業所の廃止などで脱落している部分については、サンプルの追加指定を柔軟に行って、なるべく脱落による影響がないようにしていきたいと考えております。

○宮川委員 ですから、私の意見としては移行期における、要するにギャップの修正の仕方というのがきっちり分らないと、逆にこのローテーション・サンプリングの期間というのが定まらないのではないかと、今のままでは不安定ではないかというのが私の意見です。そもそも、ギャップの問題が非常に今回の毎月勤労統計の改定のベースになっているわけですから、早期にそういうことを修正できるようなローテーション・サンプリングのあり方というのが望ましいのだろうというふうに思いますので、そこがまずきっちり説明されないと、ローテーション・サンプリングの期間というのは、私は納得できないという気がします。

○西郷部会長 延長するということも、従前2年とお願いしていたところを、ところによっては3年、4年というふうに続けてお願いするような形になるので、どこかでローテーション・サンプリングを導入しなければいけませんから、変更の移行過程が発生するのはどうしようもないことなのですけれども、もともとが脱落の影響というのが大きな論点になっていた問題なので、移行過程で回答いただいている事業所に大きな負荷が掛かる、あるいは脱落が発生しやすくなるので地方公共団体の方にいつも以上の負荷が掛かるということになるので、それについてのサポートの体制とか、そういうのがどういうふうになっているのかということについて御説明いただければ、今の宮川委員の御質問への御回答の一部にはなるのではないかと思うのですけれども、もしこれに関連しまして地方公共団体の方から御意見があればお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

○一坂大阪府総務部統計課長 大阪府でございます。今回の論点をお聞きしていると、入替え方式の設計ということで平成30年1月からということで、論点の中にもこのサンプルの導入時期が挙げられているのですけれども、我々、今、部会長からおっしゃっていただきましたように、実際、調査の対象になっている事業所に、当初我々、調査員がお願いをする際に、2年1か月の御協力をとということでずっとお願いをしております、それが

途中でルールをこちら側から一方的に変えるような形で1年延長、2年延長というようなことになりましたので、恐らくこれが民間の、例えばいろいろな契約でしたら、相手側の会社からこういう変更が出てくると、どうしてもやはりそれに応じるお客さんというのは減ってしまうだろう。ただ、いかんせん統計法に基づく、これは義務ということでございますけれども、なかなかそういう義務ということで強く申し上げていくことが難しいという実態がございます。

ですから、これから我々、恐らく大阪府に限らず、他の都道府県からも、今回の入替えに関してはこれまでもできるだけ検討段階からいろいろ声を聞いていただきたいということで申し上げておりましたけれども、結果的にこのような形になるのであれば、我々としては現場の調査員、それから職員が粘り強く協力を求めていくようにしたいと思いますので、その辺の今後のサポートについてもまた厚生労働省の方でいろいろ御協力というか、お願いしたいというふうに思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。東京都の方から、よろしく申し上げます。

○持丸東京都総務局統計部人口統計課長 東京都でございます。今、大阪府が申しましたとおり、東京都の状況もほぼ同じでございます。やはりこれまで定められた期間を超えてお願いするというので、各事業所からのいろいろな声が寄せられています。それについては厚生労働省の方でいろいろ御検討いただいて、なるべく地方の負担がないような形で事業所に対しての協力をお願いする、延長をお願いするというようなことをやっていただいております。したがって、直接私どもの方に事業所の方から苦情や問合せというのは少ないのですが、ただ、毎月の調査がございます。そういった中で企業に督促をする際に、どういうことなのだというような話が出てくるケースは多少なりともあるというのが実情でございます。

そうした点を踏まえて、厚生労働省としては今後とも地方の負担がなるべくかからないようにという御配慮でいろいろな対策を考えていただいておりますので、そういったことを踏まえて東京都としても地方公共団体の役割をしっかりと果たして、事業所に必要な説明はしていく必要があるのかなというのが現在の状況でございます。引き続き地方負担を軽減するいろいろな対策を今後とも考えていただきたいというのが私どもの率直な意見でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

何か厚生労働省の方から今の論点に関して補足ございますか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 私どもはこういうローテーション管理での移行については都道府県の皆さん方にとっては、かなり一方的に言われたという印象を与えてしまった点については非常に反省をしている次第でございます。ただ、さはさりながら、私ども6月の都道府県とのブロック会議とか、そういった場、いろいろな場を通して都道府県の皆さんからもいろいろと意見を承りまして、例えば事業所に延長をお願いする文書については、約2万余りの事業所に対して、9月の終わりに私ども厚生労働省の方から文書を発送いたしまして、厚生労働省の方で全部電話など、苦情対応を受けるということをいたしました。コールセンターなどを設けていたわけ

なので、フリーダイヤルで電話をいただけるように工夫した次第でございます。700件余りの問合せがコールセンターの方にございましたし、また、私ども厚生労働省の方にもダイレクトに200件を超える電話をいただきまして、私どもいろいろと調査の趣旨なり、あるいは延長の趣旨なり説明申し上げて理解を求めた次第でございます。

また、毎月の統計ですが、国だけではなくて、国と都道府県、そしてもちろん事業所の方三者が合わさって統計ができ上がっていくものでございます。今後ともできる限りのことをして、都道府県の方々の負担が増さないように、提出率が低下しないようにしてまいりたいと思っております。

例えば、都道府県との連絡を密にしながら、場合によっては国から直接事業所に電話なり文書なり、いろいろなやり方で調査票を出さない事業所に対しては協力をお願いするとか、そういったことも考えている次第でございます。一部は9月にもそういった旨を都道府県の方にも通知と申しますか、連絡申し上げている次第でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

宮川委員の方からの御指摘、本当にベストのやり方なのかという御指摘だったかと思えますけれども、確かにベストであるかどうかということは、ほかにもっといいやり方というのがもしかしたらあったかもしれませんけれども、脱落に関しては通常よりも回答者及び地方自治体の方に大きな負担が掛かる、そのことに関して厚生労働省としてできる限りの手は打っていただいたということですね。

指数の接続に関しましてはまた後で議論がございますので、その場でもまだディスカッションできるかと思えます。

宮川委員の方から何かございますか。委員の御質問にダイレクトに答えたことにはなっていないかもしれませんが。

○宮川委員 今、地方の方のお話を聞いたりしますと、通常の契約よりも長くなることによって、むしろ脱落というか、なかなか応じていただけない企業もいらっしゃるかもしれないけれども、まあ、頑張りますという、そういうふうなふうに受け取るということは少し、そういう意味では逆に、もしここを認めるとすれば、どういう修正の方法があるのかというギャップの方について、どういう修正の方法があるのかという、2種の方法ではなくて、従来、それから経過措置過程、それから今後という3つのやり方を提示すべきだというふうに思います。しかも、経過期間が5年ですから、かなりの期間になるわけですね。それを要するに今とそれから今後という2つの分類ではなくて、5年間の間についてのギャップの修正についての考え方というのをやっぱりきちんと脱落事業所、こういう案を要するに認めるのであれば、そこはやっぱりきっちりと議論しないと、このローテーション・サンプリングを認めて、かつもう1回、例えば景気判断でいろいろと賃金等の修正が出たときに、一体統計委員会は何を認めてきたのだというような批判が出てくる可能性もありますので、そこはやっぱりきっちりと、この2つは私はほとんどペアというか、対になっていると思えますので、これを認めるのであれば、資料の13ページのところの接続方法の考え方というのを経過期間も含めてどうするのかというのをきっちり提示すべきだと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

多分、宮川委員がおっしゃっていたことは2点あって、一つは脱落事業所に関してこれまでどうしていたのかということと、それから、細心の注意を払わなければいけない移行期間に関しては、何か特別な、これまでにやっていないような措置というのが施されるのかどうか。それを手続として明らかにしていただきたいという点が1点。

もう1点は、指数の接続に関しては本日の後の議論で討議ができますので、第1点に関して厚生労働省としてどのような対策を考えているのかというのを、今すぐ用意ができなければ次回で結構ですので、少し整理をして御報告というか、御説明いただければと思うのですけれども、よろしいでしょうか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 場合によっては次回、資料にまとめた上で説明申し上げたいと思いますが、脱落といったときに廃止などに伴った脱落もございますし、また、今までもそういう脱落の事業所に対しては年に1回、追加指定ということをやっております。要するに、サンプルを補充するという形です。その補充を、特に延長期間中の2年間は柔軟にやって、直近の年次フレームを使って補充をするということを考えております。少し減り方次第によっては、今までのように1月にやるとかそういうことではなくて、もっと年度途中にも柔軟にやっていきたいというようなことは考えております。

○西郷部会長 そういった今までのやり方と、それから、移行期間に伴って特別に発生するかもしれないと予想されるような事態に対しての対応を文書にさせていただいて、次回御説明いただければと思います。それでよろしいですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） かしこまりました。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに何か今のa、bの論点でございますか。

どうもありがとうございます。それでは、少し宿題になった部分もございますけれども、一応、このローテーション自体はこのような厚生労働省のプランにしたがって進めていただくと。ただし、特に脱落事業所の取扱いに関しては、今まで以上に細心の注意が必要なので、それについて次回、御説明いただくということで、条件付きでこの論点は部会として了承したというようにしたいと思います。

それでは、次の論点に参りまして、ローテーション・サンプリングの導入に伴う標本設計等ということで、論点の項目番号で言いますと、cとdということになります。この点に関して、まず調査実施者の方から御説明お願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） まず、cの中がまた更にi、ii、iii、ivと分かれておりますが、まとめて順に説明申し上げます。

まず、グループ分けの基準ということでございますけれども、私ども年次フレームを3つに分けて抽出するというのではなくて、利用可能な最新の年次フレームから調査全体の3分の1の数の事業所を無作為で抽出すると、そういうことを毎年繰り返してグループを構成していくということを考えております。抽出の過程で既に調査が始まっているほかの

グループで既に選定されている事業所が選ばれた場合には、別の事業所を選び直すといったことは実務的には行うことを考えております。

次に、各グループが産業、事業所規模別に見て均質化ということでございますけれども、毎年の事業所抽出に用いる年次フレームというものは、当然、産業、事業所規模別の事業所数が毎年少しずつ変動していくと想定されるわけでございまして、各グループの産業、事業所規模構成が全く同じというわけにはいかないと思っておりますが、ただ、産業、事業所規模別で調査対少数を考慮して抽出を行いますので、その意味ではおおむね均質になると考えております。

また、都道府県ごとで見た場合、グループ間に偏りがあるおそれはないかといったことでもございますけれども、都道府県別の表章と申しますのは、これは地方調査の方で行っておりまして、こちらの方は都道府県ごとに産業、事業所規模別に抽出するというものをしております。したがって、各都道府県の調査対象事業所についても、各グループの産業、事業所規模別構成は全く同じというわけではございませんけれども、やはり都道府県別表章を行う上で十分なサンプル数、調査対象事業所数を確保しておりまして、極端な偏りが生じることは、当然のことながら想定しておりません。

また、最後のiv番でございまして、抽出に使っている年次フレームで事務所の数が少ない産業事業所規模というのがどうしてもあろうかと思っておりますが、事実上、そういう場合には継続的に調査対象となる事業所が発生することもやむを得ないと考えております。ただ、報告者負担の問題がございまして、やむを得ないということで、極力事業所の方に説明申し上げて、協力を得る努力を行う次第でございまして。

また、仮にある産業事業所規模で調査対象事業所のないグループが発生したとしましても、グループ全体ではその月々におけるグループ全体では十分な調査対象事業所数を確保するようにしているわけでございまして、結果、精度に特に問題はないと考えております。

次に、dでございまして、500人以上の大規模事業所についての取扱いでございまして。この点はローテーション・サンプリング導入後も現状同様にするようにしております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

私の理解では、基本的には労働力調査等で行われているように、この場合には独立なサンプルが3つとられて、集計のときにその3つが合体して集計の使われるというようなイメージで、論点のdに関しましては、便宜上、3つのグループには分かれるかもしれないけれども、毎回毎回必ず全数が調査されるという意味では、従来どおりの悉皆調査と同じであるという、そういう理解ですけれども、今の御説明に関して何か御質問等ございますか。

よろしいでしょうか。もしなければ、cとdの論点に関しましては、今の御説明で部会として了承したという形にしたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、続きまして、論点の項目番号で言いますと、eとfになりますけれども、こちらも調査実施者の方から御説明をお願いします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） まず、eでございまして。何をもちいて断層と判断するか、あるいは差異について要因分析を行うのかと

いった点でございます。まず、何をもちて断層とするかということでございますけれども、断層とは何かという問題は少し難しゅうございまして、少なくとも調査結果の差異だけをもつて断層と判断するのは少し困難と思われませんが、今から申し上げるような要因分解などを行いまして、その分析を積み重ねることにより高い統計となるように改善に向けた検討は常に進めてまいりたいと考えております。

具体的にはということでございますが、毎年、入替えを行う1月調査の部分と申しますのは、これは入替え前の事業所も併せて調査いたしまして、したがって、①として入替え前の事業所と継続して調査をしたグループの調査事業所の合わせた集計結果と、あと、入替えした後の事業所と継続サンプルによる調査結果と、2つ調査結果が得られます。公表値は②の方で考えておりますが、この2つの調査結果がそれぞれ標本誤差を計算いたしまして、2つの差異が統計的に有意かどうか、このようなことを見ますとともに、この差異について抽出フレーム、これが入替え前と入替え後とでは抽出フレームが違いますので、この抽出フレームの更新で、標本に新設等の事業所が含まれたことに伴っている部分とか、あるいはそれ以外の部分と、そういったものに要因分解するといったようなことを積み重ねて、この差異について状況を見てまいりたいと考えております。

また、fのサンプル替えの影響の計測方法についてということで、新旧データ接続ワーキンググループでサンプル替えの影響は新旧サンプルの重複時点の差としているが、重複時点の差が安定的かどうか確認を行う必要があるという指摘があった点について、現在の検討状況ということでございます。

まず、新旧サンプルの重複、これは先ほど申し上げた入替え前が1か月間だけ1月で調査をするということでございますけれども、今申し上げたように、入替え月の1か月のみを想定しているところでございます。この点は、実務上、都道府県、あるいは私どももそうですが、事務負担とか、あるいは報告者の負担のことを考えますと、これ以上増やすことは少し難しいと考えております。一方、ローテーション・サンプリングを導入することで、後でも申し上げますけれども、ローテーション・サンプリング導入後は、新旧の計数をそのまま接続させることを考えておりますが、重複時点、つまり入替え月の1か月間の差異がほかの月でも同様になっているかどうか、このようなことを分析、検討を行うことは数字を見る上で有益と考えております。これには、先ほど申し上げた新旧サンプルの調査結果の差異の要因分析とか、あるいは私ども継続標本に限った集計も併せて行うことを考えておりまして、この継続標本に限った集計結果と、いわゆる本系列の集計結果の月々どう変化するか、このようなことを見ながら、方法論を含めていろいろ検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

いわゆる標本の入替えに伴う断層に関する問題で、私自身もこの断層というのを安直に使うことにはかなり躊躇というか、心理的な抵抗がある言葉ではあるのですが、これに関しましては、新旧データ接続ワーキンググループと密接な関わりがございまして、それに御参加の委員からも御意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○北村委員 さっきのcとかdとかにも関係あると思うのですけれども、結局、サンプルを入れ替えるときの影響をディコンポーズするというのは考えてもらえばいいと思うのですけれども、大きな母集団データベースの年次フレームの更新の影響がどれぐらいあるかということで、さっきの宮川委員の質問とも関係あると思うのですけれども、移行期のときはどういう母集団を使ってサンプルを選んでいて、それから、正規に始まる平成32年以降の選び方との関係とか、そこら辺ももう1回議論をきっちりしていただいて、バイアスというか、段差の要因分析というのをしていただきたい。それで、移行期についてもある程度同じような感じのものを分析していただきたいというのがあるのですけれども、正規にうまく走り出すと1月分が重複していて、入替え前と継続サンプル、それから継続サンプルの平均値も出すということなので、いろいろな意味でどこがどう要因だったかということはある程度分かると思うのですけれども、母集団の事業所データベースの使い方、いつから、どの時点ではどのデータベースを使っているのかというようなことをもう少しはっきり言っていただければと思うのですけれども。

○西郷部会長 恐らく後の接続の説明のところでも御説明があるかもしれませんが、どうでしょうか、今、前倒しで母集団の名簿に関して御説明いただくという形がいいですか。それとも、後で名簿のことに関してはまとめて説明するという形がよろしいですか。どちらがよろしいですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官(雇用・賃金福祉統計担当) そうですね、指数の接続のときの話、特に移行期間中のことについて母集団名簿の話が出てまいりますけれども、少しだけ触れますと、平成30年1月にまず2分の1を入れ替えるわけですが、そのときは、できれば平成28年の年次フレームで、間に合わなければ平成27年の年次フレームということになります。あとは、31年のときは、当然、1年ずつ新しいものになっていくと、そういうことで考えております。

以上でございます。

○西郷部会長 では、年次フレームのことにしましては、総務省の名簿が使われるということもありますので、今の段階で何かコメントがありましたら、ございますか。もし後でまとめてという方がよければ、後でまとめてしていただきますけれども。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 後で同じような話が出てくるかと思うので。

○西郷部会長 はい、分かりました。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 すみません、質問させていただいていいですか。

2014年、平成26年に実施された経済センサス-基礎調査の結果は何年の年次フレームが反映されるのですか。平成27年には反映されるのでしょうか。要は、今回、基礎調査をやったわけですので、その結果というのはいつの年次フレームから反映されるのかと思って。平成30年1月のサンプル替えの際に使用する年次フレームは平成27年か平成28年かというのが参事官のお答えだったのですが、例えば、経済センサスの基礎調査の結果がいつ反映されているのかということだと思っております。あるいは活動調査の結果がいつ反映されるのか。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 2014年という、平成26年の基礎調査だと思うのですけれども、それは平成27年次フレームに反映されております。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 今回、平成28年に行っている活動調査の結果は年次フレームにいつ反映されるのですか。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 今、結果が出てきているところだと思いますので、そこを踏まえて、センサスが行われれば、その翌年には対応した形で出す形になります。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 それは平成28年の活動調査は平成29年の年次フレームに反映される、そういう感じですか。すみません、対応関係が少しよく分かっていなかったの、基礎的な質問で申し訳なかったのですけれども。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 平成28年の結果は、平成29年次フレームに反映されます。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 平成29年の年次フレームに反映される。そういうことでは、平成27年か平成28年をお使いになられるということは、平成26年の基礎調査の結果を反映したものを厚生労働省はお使いになられることになるという意味だと考えてよろしいわけですね。今の話ですと。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 26年の基礎調査の結果は、少なくとも反映されています。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 もちろん、その後いろいろやっていますから、それも踏まえて、より新しくなるわけですが、最低でもそこは入っているということですね。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 最低限それは。はい。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

北村委員の御質問は結構難しく、母集団名簿と、それから、標本の移行期というのが絡み合うという話なので、そこで入る断層というのがどんなふうに補正されるのでしょうかという、そういうお話でしたので、かなり難しいお話ではあるのですけれども、先ほどの説明でよろしいですか、北村委員は。

○北村委員 後でまた議論するのですよね。

○西郷部会長 そうですね。新旧の接続の話がまた出てくるので、そこでもう少し詳しく議論はできると思います。では、そちらでということよろしいですか。

○北村委員 はい。

○西郷部会長 はい、分かりました。

中村委員。

○中村委員 fの論点は、これは私が発言したことなのでありますけれども、要するに1月における新旧のサンプルについて、調査を重複させておいて、その比率を2年ないし3年間固定して使うということで、それはいいのでしょうかという、少し不安を覚えたので、こういうことを言ってあれですけれども、これは重複の期間を何か月延ばせとかそういうことでは全くありませんで、既存の公表データに基づいて、例えば、既存のサンプルを2つに分けてみて、擬似的に2つのグループについて新と旧とみなしたとして、各月のその

比率が安定的なものなのかどうなのか、そういういわばシミュレーションのようなことをしてみたらどうかということをお願いしたわけですが、引き続きそういうことが必要だと私は思っておりますけれども、それに加えて今回、継続標本に限った集計結果と本系列の集計結果の差、これを検討するというようなこともお考えのようなので、そういうことを是非行っていただきたいということでもあります。

○西郷部会長 ありがとうございます。

では、回答は特に必要ないですね。

○中村委員 はい。ありません。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

ございませんようでしたら、断層のあり方と、特に母集団名簿との関係については、後ほどまた時間をとって議論させていただくということにいたしまして、この論点に関しましては、一応、部会として条件付きではありますけれども、了承したということにしたいと思います。

それでは、次に、論点メモの項目番号で言いますと、gとhですか。報告者・都道府県の負担軽減方策に関しまして調査実施者の方から御説明をお願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） まず、gの報告者負担の軽減策や理解を得る方策でございますが、まず、記入負担の軽減となりますエクセル調査票、これはエクセル上に調査票様式を載せたものでございますが、これを新たに私どもの厚生労働省のホームページにも掲載いたしまして、また、さらにこのエクセル調査票の周知を、平成28年9月に、先ほど少し触れましたけれども、2万余りの調査対象事業所に調査期間延長のお願いをした際に、このようなエクセル調査票があるといったことの案内をする資料を同封しまして、周知を図ったところでございます。このエクセル調査票には、個人個人の賃金などを記入すれば、いわゆる合計値が自動的に調査票に記入されるような入力支援機能を併せ持つ様式のもの、それが無いようなものと2種類用意して調査対象事業所の皆様方にはどちらかを御利用いただければと考えているところでございます。

また、現在、平成29年度の予算要求をしているところでございますけれども、特にオンライン調査、オンラインの利用促進によって回収率の維持・向上を図るべく、個別の事業所にオンライン利用についての指導を行うオンライン化指導員といったものの設置、あるいはオンラインで御回答いただいている事業所からの問合せが結構多くございまして、今、国の方で、厚生労働省の方で対応しているのですが、これを迅速・的確に対応するためのコールセンターの設置といったことを平成29年度に予算要求しているところでございます。

報告者負担の軽減に関しては以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 次のhもまとめて。

○西郷部会長 hもですね、はい。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） hの方でございますけれども、今回の変更に伴う都道府県の事務負担の軽減策としてどのような措置を講じたか、あるいは講じる予定か、あるいは都道府県の皆様の意見を踏まえて検討して、理解を得るように努めているのかといった点でございます。

まず、平成29年1月の調査期間延長に関する措置でございます。今回の変更に係るスケジュール、あるいは経過措置につきましては、都道府県に対しまして本年の3月に文書による通知、また、あるいは6月に開催したブロック別事務打合せ会などの場におきまして直接説明を申し上げたところでございます。その後、都道府県の意見を踏まえまして、調査期間の延長に関する事業所への依頼、問合せ・苦情の対応につきましては、厚生労働省で直接行うこととしまして、実行上の予算を確保いたしまして、フリーダイヤルを設けて、コールセンターを設けて対応したところでございます。厚生労働省から約2万余りの第一種の事業所に調査期間の延長に関する依頼文書を9月の終わりに送りまして、電話対応したところでございます。コールセンターには700件を超える電話をいただきました。また、厚生労働省でも9月の終わりから10月の初めにかけて、200件を超える電話をいただきまして説明申し上げた次第でございます。

また、依頼文書の発送前には、文書の案、文書の書き方や、あるいは送付先につきまして、都道府県の皆さん方とできる限り連絡を密にしまして、都道府県からの意見を文書に反映させていただいたところでございます。

また、今後でございますけれども、私ども、先ほども触れましたけれども、この調査、国と都道府県と事業所の三者で成り立っている統計でございます。都道府県からの要請に応じまして、厚生労働省からも直接の督促について柔軟に対応してまいりたいと考えております。

また、実査段階における事務負担軽減策といたしまして、これは都道府県の職員の方にお願していたものを不要にするといったことを考えておりまして、例えば、調査票の産業分類番号や事業所規模符号などは、電子情報で有しておりますので、紙の事業所名簿やいろいろな調査関係書類への記入を不要とするといったことを考えているところでございます。

hについては以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等いただければと思いますけれども。特に、地方自治体の負担軽減ということがテーマの一つに挙がっておりますので、東京都及び大阪府の方から御意見がありましたら。先ほど既におっしゃっていただいた点もあるかもしれませんが、それ以外の点でもし何かございましたら御意見いただければと思います。

○一坂大阪府総務部統計課長 大阪府でございます。先ほど少し私の説明の中で、第一種事業所の調査の件で、調査員が活動しているようなことを申し上げましたけれども、これは都道府県の職員がやっておるということで、後の項目にも出てきますので、そこは修正をさせていただきます。

それともう一つ、この審議について皆さんに、意見ではないのですけれども、一つ、感

覚的な微妙なずれというか、実は今、ここで御審議いただいているのは平成30年1月からの新しい制度改正ということで、それを前提に皆さん御議論いただいていると思うのですが、その一方で背景として、我々現場では、先ほど事務局からも御説明がありましたように、今年9月に地方からの要望等を受けて、厚生労働省の方で事業者の方に通知をしていただいていると。それで、そのときに我々、一番心配していたのは、先ほど申し上げましたように、最初のお約束と違うではないかということで、かなり苦情が来るのではないかとこのことを心配しておりまして、そここのところは国の方でもコールセンターを設けていただいて、それもフリーダイヤルということで措置をしていただいたのですけれども、次に来るのが今度2月。といいますのは、今やっておられる事業所というのは、今年1月になったら、ようやくもうお役御免だというふうにお考えになっておられるのですけれども、中にはその通知を見て、すぐに苦情を申してこられたところもあるのですけれども、一番心配しているのは2月から沈黙のまま回答を寄せられないというようなところに対策をしていく必要があるということで、だから、実際ここで議論している背景には、もう現場では既にそういう動きというか、事業所の方々との間ではそういう事実をして動いていっているという、少しその背景だけを、多分、原理的にはこの進め方で問題ないと思うのですけれども、一方ではそういう現場での動きも進んでいるということをお含みいただけたらと考えております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

東京都は何かございますか。

○持丸東京都総務局統計部人口統計課長 先ほど申し上げましたので、特に追加してお話しすることはございません。

○西郷部会長 今の大阪府の御意見というか、今後のことに関して、もし厚生労働省の方で現時点でコメントがあればお願いします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 私どもも2月分の調査票の回収率が非常に気になるところでございますので、都道府県と連絡を密にしながら、場合によっては私どもからも直接事業所にお問い合わせするとか、そういったことをしながら、できる限り調査票を集めていくということ、それしか少しないのでございますけれども、そういったことをしていきたいと思っております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

無回答にもいろいろな種類があって、英語で言うとハードコアと呼ばれている無回答があって、その中のリフューザル、拒否というのが一番対応が難しいところだと言われておりますので、それが2月の調査では少し増えそうだというような予想がある程度つくといった中で、通常とはかなり違った形での対応というのもどうしても必要になってくると思っておりますけれども、今おっしゃっていただいたように、地方自治体と協力して厚生労働省の方で十全の対応をしていただければというふうに思います。

○北村委員 今の負担軽減の方策ということで御努力は理解できるのですけれども、少し超越的になりますけれども、この毎勤の調査票って、結局、聞いているのは労働者数が何人いますかっていうことと時間、それから現金給与がどれぐらいかっていうのを男女別で

分けるということなので、具体的には、業務統計というか、基幹統計でなく、それぞれの会社、事業所は毎月必ず出さないと賃金払えないわけなので、そういうことを業務でやっているはずなので、それをこういう統計調査として記入してもらう負担があるのだけれども、できれば、エクセル調査票を配りましたというお話があったのですが、本当は業務でやっている一環として自動的に転記されるような仕組みができれば一番、わざわざ毎勤のために調査を作らなくてもいいというようなことも出てくるのかなと思うので、そういう意味では、確かに何分、何時間かは掛かる追加的な作業かもしれませんが、それほど大変なことをお聞きしているわけではないという。企業が経済活動を行っている限りはどうしても計算しなければいけないものであると思われるので、そこを何とかうまく吸い上げるような仕組み、それぞれの会社が持っているオペレーションシステムというか、賃金のシステムとか、雇用管理のシステムみたいなものが違うとしたら、どういうふうな形で情報を提供してもらうと各企業にとって一番簡単に記入できて負担がないものかというようなことも検討してもらって、厚生労働省がエクセル調査票はこういうのを使えば、ここに入れてもらえれば平均的な数値が出てきて、それで全部調査票が埋まりますよというのも一つかもしれませんが、もう少し本当に負担ということを感じなくても情報が集まるような仕組みというのはやっぱり考えるべきかなと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

何か今の時点でコメントございますか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 少しこの点につきましてでございますけれども、給与会計ソフトというものがよくいろいろところで市販のものがいろいろとございます。その中には、毎月の統計調査の調査票様式に沿った帳票を打ち出すような機能を持っているソフトも何種類かございまして、少し私ども、9月に調査期間の延長のお願いをする際の文書で、先ほどエクセル調査票の案内を申し上げたと申し上げたわけなのですが、それに付け加えて、こんなソフトで、こういうものがあるので参考までにと。ただ、あまりPRするわけにはまいりませんので、そういう紹介はした次第でございます。

○北村委員 ということは、民間のソフトでもそういうものに対応しているものが既にあるということなのですね。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） ええ、ありますね。

○北村委員 そういうことをPRされて会社が導入されるようなことを何かやれば、本当に負担が少なくて、自動的に出るという。

○西郷部会長 ただ、国としては、商用のソフトをPRするというわけにはいかないという面はあると。まあ、努力はなさっているということで。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） そのほか、そういったソフト業者の集まりの場があって、そういうところで毎勤の調査票、こんなものですといったような話はしまして、少し考えてくださいますかというようなことを言っております。調査対象事業所そのものは第一種ですと2万ぐらいなのですが、ローテー

ションで回っていきますので、決して数少ない事業所ではないということで、そういった話はさせていただいた機会が1回ございました。

○西郷部会長 ありがとうございます。

○野呂委員 このオンラインの利用のところで、都道府県の負担軽減というのは大変よく理解できました。おそらく1つの事業所が、オンラインで回答したり、紙で回答したりと、毎月入れ替えることは少なく、紙で回答するところはいつも紙で、オンラインのところは毎月オンラインではないかと思いますが、そうした場合、前回の審議のときも、36か月全部回答してくれる事業所と、なかなかそうはいかない、脱落する事業所があるかというお話しでしたが、オンラインと紙で、脱落率といいますか、回答率といいますか、それらに水準の違いはあるのでしょうか。言いかえますと、オンライン化することによって、回答率が上がる可能性というのはあるのでしょうか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 数字そのものは少し持ち合わせていないのですが、もともとオンラインを選ぶ方は、当然、協力していただけるからということで考えております。ただ、実情を申し上げますと、実は担当者が変わったりすると、やり方が分からなくなったりとかで、少し出なくなったりするので、電話を入れたりとか、あるいは問合せの電話が来たりとか、使い方について、そういったことがあるのが実情でございます。

○西郷部会長 よろしいですか。何か追加で。

○野呂委員 このオンライン化によって、都道府県の事務負担軽減に併せて、回答率の向上にも資するようだといいという思いがありまして、質問したのですけれども、是非そうなるようお願いしたいと思います。

○西郷部会長 ありがとうございます。

ほかに何かございますか。

○宮川委員 先ほど、大阪府の御発言で少し気付いたというか、気になったのですけれども、既に現場の方では今、調査をされている企業に平成29年1月で終わりではなくて、継続してくださいというお願いをしつつあるということですよ。それは実務上そういうことなのだろうと思いますけれども、そうだとすると、そもそも先ほど少し平成30年1月からの変更ということなのですが、これは平成29年1月というか、2月に、つまりもともと普通に考えれば平成29年1月で調査対象期間は終了されるので、本当は諮問なしであれば既にサンプル替えをする準備をされているはずだということですよ。この時点ではですね。それを継続するというのも実は、これ、諮問事項というふうに考えてよろしいのですよね。そうすると、従来のやり方でやればサンプル替えをするというのが通常のやり方なのですよ。

○内山総務省政策統括官（統計基準担当）国際統計企画官 では、事務局の方から。

御指摘のとおり、平成29年1月で依頼期間が終了する事業所に関して、今回、1年あるいは2年の延長ということなのですが、現状の調査計画では、調査の依頼期間は規定されておりません。ですので、今回の平成29年1月における延長依頼については、計画変更が伴わないということになります。つまり、調査実務の運用の世界になってくるかと考えま

すので、諮問事項とはならないというふうに事務局の方としては考えております。ただし、将来的なローテーション・サンプリングの導入に伴いましては、今回申請された調査計画の中で依頼期間を明記するという形で計画の変更を出していただいています。ですので、将来的には依頼期間についても、調査計画の一部になりますが、現状においてはそこまでは記載されていないというふうに御理解いただければと思います。

○宮川委員 分かりました。

○西郷部会長 ありがとうございます。ほかにございますか。

そういたしますと、論点メモの一番最初にございました、今回のローテーション・サンプリング導入に伴う審議というのは、一応全部終えたという形になります。ただ、大きな宿題が2つほどございまして、一つは宮川委員の方から出されました、脱落事業所への対応、特に移行期間中には脱落事業所への対応というのが実査においても集計においても特別の対応が必要になる可能性があるのでは、先ほどの御説明では、厚生労働省の方も考えているということだったのですけれども、それをいま一度きちんとした形で説明していただくというのが1点です。

もう一つは、北村委員の方から挙げられました、接続のところでもう1回議論があるということなのですけれども、母集団名簿の変更と、それから調査のやり方の変更とが組み合わせるような形になるので、いわゆる断層と言われていたものへの対応が特別重要になるであろうと。それに関して厚生労働省の方でどのようなことを考えているのか。あと、それとの関連で母集団の名簿の移行というのが、事業所母集団データベースとの関係、それからそれが毎勤の方にどういうふうに取り入れられるのか、そのタイミングに関してやはりかなり重要なことだと思われまますので、もう少しきちんと次回整理をして文書の形で示していただいて御説明いただければと思います。

私の方で宿題と認識しているのはこの2点ですけれども、何かほかにございますか。よろしいですか。

○宮川委員 移行期間に関する接続の問題は、また接続のところでも御説明いただくという、そういうことですね。

○西郷部会長 そこでもありますけれども、ただ、先ほど口頭で何年にこれが入るとい、非常に重要なことだと私は認識しておりますので、もう少しきちんと、もう1回確認の意味も含めて議論をしていただければと思います。よろしいでしょうか。

それでは、審査メモの1番の(1)の第一種事業所におけるローテーション・サンプリングの導入ということに関しましては、今申し上げた宿題を除いて、一応、部会としては適当であるというふうに判断させていただきます。ありがとうございます。

それでは、(2)の事業所母集団データベースの利用ということに関して次に審議をしていただきます。論点メモの方は3ページ目ということになりますか。それでは、まずは事務局の方から審査の状況の御説明をお願いいたします。

○榎松総務省政策統括官(統計基準担当)主査 説明させていただきます。(2)事業所母集団データベースの利用につきまして、変更概要としましては、平成30年1月から、母集団情報を経済センサス基礎調査から、事業所母集団データベースの年次フレームに変更す

るというものです。

審査状況ですが、今回の変更は、統計委員会における指摘に沿ったものであり、適当と考えますが年次フレームが本調査の母集団として有効活用できるのかどうか確認する必要があります。

論点ですが、統計法施行状況審議において、本調査における標本を毎年更新し、ギャップを縮減させるためには、事業所母集団データベースが官公営の事業所も含め適切に更新されることが重要と指摘されており、年次フレームはこの指摘を踏まえ、適切な内容に更新されるものとなっているのかどうかです。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に続きまして、調査実施者の方から各論点について御説明をお願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） それでは、まず、年次フレームはこの指摘を踏まえ、適切な内容に更新されるものとなっているのかといった点でございます。まず、事業所母集団データベースについては、総務省の方から事業所母集団情報の整備に係る見直しを行っていく中で、官公営の事業所も含め適切な内容に更新していくことを考えていると伺っております。私どもとしましては、数年に一度作成される経済センサスも更に更新していくのが事業所母集団データベースの年次フレームでありまして、このローテーション・サンプリングがうまくいくかどうかのポイントの一つでございますので、官公営事業所も含めて最新の状態が反映されたものが迅速に提供していただけるように希望する次第でございます。今後、年次フレームを使うに当たっては更新内容を確認しつつ利用してまいりたいと考えております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、今の御説明に対しまして質問、御意見等ございましたら伺いたいと思います。よろしくお願ひいたします。

○北村委員 以前は官公営の事業所のデータが入っていないので、接続が難しいというか、使えないとかっていう議論だったのですか。

○西郷部会長 では、官公営に関しては、多分、事業所母集団データベースのことなので総務省の方から御説明ということでよろしいですか。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 官公営の事業所について、そちらが経済センサスの基礎調査で把握しておりまして、こちらが反映される母集団に入っている形になります。活動調査ではそこは。

○西郷部会長 対象とはしていなかったということですね。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 ええ、していないと。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 少し整理させていただくと、以前の諮問等の議論の中では、官公営の事業所も対象にするために基礎調査の名簿を主体的に使っている。今、説明がありましたように、基礎調査でしか官公営はとっていないので、それを主体的に使っている。ただ、今般、基礎調査の見直しが検討されておりますので、

年次フレームへの移行、その中で先ほど厚生労働省からもお話のありました、その年次フレームの中に適切に官公営の事業所の情報が今後とも入っていくことが重要といえますか、厚生労働省側としては望ましい姿だということであったかと思えます。

ですから、その中で今後、総務省が、この厚生労働省の回答にもありますように、どういふふうに見直しを行っていくのか、そのあたりがポイントになるかと思えます。

○西郷部会長 ほかにございますか。

もしないようだったら、今の官公営事業所に関しまして、更新のタイミングというのが今どうなっていて、今後どういう予定であるのかということを経済省の方から伺えるでしょうか。官公営のことなので、伺った話では、むしろ毎年更新してしまった方がルーチンワークになってかえって楽なのではないかというお話も聞いたことがあるのですが、その点に関しまして何か、今、御計画というか御説明をいただくことがあればおっしゃっていただければと思えますけれども。

○高部総務省統計局統計調査部経済基本構造統計課課長補佐 官公営の事業所は、先ほど申し上げたとおり、基礎調査のときに把握をしております、そちらの方をベースに母集団情報を整備しているという状況でございます。今回、厚生労働省におかれては日ごろから様々な調査でデータベースの母集団情報をお使いいただいて感謝申し上げますところですが、今回、官公営事業所の毎年の更新について、そういったユーザーの方からのニーズがあったということで認識しているところでございます。こちらについては、少し重要な点でもございますし、一度、この場というより、部内でまた少し相談させていただきまして、改めて報告させていただければと思えます。

○西郷部会長 分かりました。どうもありがとうございます。

それでは、ほかによろしいでしょうか。事業所母集団データベースをいろいろな調査のフレームにしていくというのは、公的統計全体の流れですので、その流れに沿って切りかえていくということですので、部会としては適当というふうに判断させていただきたいと思えますが、よろしいですか。どうもありがとうございます。

それでは、(3)、審査メモで言いますと4ページ目の方になります。これも最初に事務局の方から御説明をよろしくお願いいたします。

○樽松総務省政策統括官（統計基準担当）主査 説明させていただきます。常用労働者の定義変更につきまして、変更概要としましては、平成30年1月分の調査から、常用労働者について表1のとおり期間を定めず、または1か月以上の期間を定めて雇われている者を常用労働者というふうに定義します。

審査状況でございますが、参考5にございますガイドラインに沿った対応であり、統計の比較可能性の向上の観点からも適当と考えております。一方、利活用上の問題がないかどうか確認する必要がございます。

論点ですが、aの論点は、定義の変更に伴い、過去のデータとの時系列比較の観点で、利活用上の支障はないか。bの論点は、今回の変更に関する利用者への周知として、どのような対応を行うのかです。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

この点に関しましては、むしろ毎勤では従来と違う定義が使われていて、その変更は少し時間を使って検討していただきたいというふうに厚生労働省の側から出た論点なので、何でこんな質問されるのかなというのがよく分からないようなところもあるかもしれませんが、その一方で公的統計全体で常用労働者の定義をそろえなければいけないというマニフェストがございましたので、それに関して特に回答者の方がきちんところちらの要求したように回答してもらえるのかという、その点を中心に御回答いただければと思います。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） まずは、aの時系列比較の観点で、利活用の支障はないかという点でございますが、過去において行った試算によりますと、定義変更に伴う労働者数の変動は1%以内と考えておまして、影響は僅かと考えております。なお、記入者の負担のことを考慮いたしますと、過去に遡って変更前の定義で把握することは少し困難でございますので、遡及集計といったことは特段考えておりません。

それで、過去において行った試算でございますが、別紙の4に紹介させていただいております。この常用労働者の定義の変更でございますと、全2か月、それぞれ18日以上働いていた、契約期間は1か月未満、または日雇いの労働者が常用労働者の範ちゅうから外れるわけでございます。一方、契約期間がジャスト1か月の方は、前2か月がどうであろうと常用労働者の範ちゅうに入ってくるわけでございます。別紙の4で申し上げますと、上段の参考表1の数が外れまして、下段にある参考表2の数が含まれるようになるということになります。プラスマイナスがあるわけでございますが、両方合わせましても1%以内だろうと考えている次第でございます。

また、利用者への周知としてどのような対応を想定しているのかでございます。変更は平成30年1月の調査から行うことを考えております。利用者に対しましては、平成29年の秋ごろにホームページなどで周知いたしまして、平成30年1月の調査の結果公表の際にも公表の資料の中に定義変更について触れることにしたいと思っております。その際、平成29年12月以前の公表結果と比較する際に、影響は僅かなものであるとして説明する予定でございます。また、調査対象となっている事業所の方には、調査用紙送付の際に併せて周知して、記入の際には注意を促すということを考えている次第でございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、今の御説明に対しまして、御意見、御質問等ございましたら伺いたしたいと思います。よろしく願いいたします。

○宮川委員 本来ならというか、理想的には少しの期間、新旧の定義でデータがある方がユーザーとしてはありがたいのだろうというふうには思いますけれども、やむを得ないということであれば、その1%以内で影響は僅かという形で定義変更しますというのではなくて、実際にある時点をとって複数で見たときにどの程度なのかということをやっぱりきちんと分析結果みたいなものを出した方がいいのではないかという気が私は少ししています。

それは、例えば法人企業統計でも、リース会計が変更したときにその影響がどれぐらいあるかということを経済省の方の財政金融統計月報か何かで2009年ぐらいにきちんとその影響について分析結果を出している、それについて例えば我々も参考にしたりしているわけですから、ある一時点でもいいので、どの程度の影響があるのかということをやっぱりユーザー側にきっちりと分析結果を出してやるべきで、1%以内で影響が僅かだとか、定義を変更しますよという公表だけでは少し、これはいろいろな統計について言えることだと思うのですけれども、どこに基準を持つかわかりませんが、きっちりとした試算というか、そういうものを出した方がいいのではないかと私は思います。

○西郷部会長 確かそういう試算は行われているからこそ1%以内であるというふうに自信を持って言えるというふうに私は認識しておりますけれども、確かワーキンググループでそういう試算をしていただいたことがあったように思います。それをどの範囲まで公表するのかという問題かなと思います。もし今、厚生労働省の方で。別紙4というのを出しているわけですね。ですので、これを、ただ単に1%未満であるということ言うだけではなくて、もう少し詳しく、変更した際にどこかに書けないかということだと思うのですけど。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 少し補足させていただきますと、ほかの調査を活用してこのような試算をしているわけでございます。平成30年1月の際には継続して調査を行っている事業所もあるわけでございますので、そういうところの調査票の常用労働者数が12月末の労働者数と前月末の労働者数と、調査票でそういう捉え方をしているのですが、差異がどのぐらいあるのか、そういったことは見てまいりたいと考えております。

○西郷部会長 直接的な検証もそれですということですよ。

○宮川委員 できるだろうと思うのですよ。だから、できるので、それは何らかの形で資料として提供するなり、公表されるなりした方が、後々使ったり、長期の時系列を使われる方にとってみれば非常に便利なのではないかということなのです。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 分かりました。どうもありがとうございます。

○西郷部会長 では、そのように対応していただくと。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） その点は検討させていただきたいと思っております。

○澤村総務省政策統括官（統計基準担当）付統計審査官 申し訳ありません、1点だけ確認なのですが、平成30年1月から調査票のこの記述を変えられるということで、平成30年の1月までが期限という方々がありますよね。そこで終わりになる方々。その方々は、ずっと現状の定義で把握するのですか。また、2年の延長をされる方々については、ここの時点で定義を変えるということになるのですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 平成30年の1月分をもって最後になる事業所につきましては、最後まで従来の定義でやるということを考えております。それ以外は継続しているものも含めて全部、1月分から新しい定義で

お願いいたします。

○西郷部会長 では、これも接続の問題と密接にかかわることなので、少しその辺の切り替わりのタイミングで何が起きるのかということをもう一度きちんと説明していただいた方がいかもしれないですね。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 人数に与えるインパクトは大変小さいということはもう既に確認されていると思うのですが、毎月勤労統計は平均賃金を知る統計ですので、この定義を変えることで賃金に与える影響は小さいということは、どこかで確認されているのですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） その点は少し難しゅうございますが、平成30年1月のときにある程度、先ほどの指数の接続の話も少しあるのですけれども、段差ができるところの中に含まれてしまうのかもしれないなどは少し考えておりますが、少しそこの評価は難しゅうございますね。

○宮川委員 でも、その評価はしていかないとまずいのでしょうか。それは使う者にとってみれば、それをきちんとやらないと、急に定義の変更で起きたのか、それとも実体経済の影響で起きたのかが分からないから、それをきちんとやってくださいねと。少なくとも違いがユーザーに分かるようにしておかないと、それは統計としての役割が半減するようなことにもなりかねないわけですよ。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 とはいえ、移行期に両方調査すると都道府県に大変御迷惑が掛かる話なので、まず一つのアイデアとして、例えば賃金センサスのデータを使ってみてはどうか。属性別の賃金データを、個票として持っているわけですから、厚生労働省が。それで、この定義が変わる境目にいる人の賃金の水準とかは6月ではありますけど、測ることができるので、それで段差がどのくらい出るかということをもまず研究されて、例えばそれを公表されるとか、何かそういうようなことをして、定義の変更による賃金の影響を計測された方がよろしいのではないかなと思います。なければあまり問題ないのですが、あるのであれば、またそれに応じた対応をまた考える必要があるのかもしれないという気はいたします。多分、賃金センサスは労働者のいろいろな属性を含む形で、個票データを持っているわけですから、それが可能なのではないかなというふうには私は思いますが。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） ほかの調査、今、御示唆いただいた点、非常にありがたく思いますが、どうしても推計といいますか、せざるを得ないのですが、何らかの形で評価したいと思います。

○西郷部会長 試算というか、試算に基づく検証しかできないとは思いますが、賃金構造基本統計調査が多分、一番情報量としては多いものですので、それで毎月勤労統計に近い形で集計をしてみて、賃金に有意な差があるかどうかというのを確かめて確認していただくということがあればいいのではないかなと思います。

○宮川委員 そういう資料はユーザーにとっては必要だと思いますね。例えば、国民経済計算の改定でも、その前からずっと研究開発の知識資本の作成の仕方とか、国民経済計算年報で計算していたり、それを公表したり、試算はまずいって言うわけではなくて、そう

いう一つの成果としてきちんと、どの程度の値になるのかというようなことをきちんと示しているし、先ほど、リース会計の変更でも法人企業統計にどう影響を与えるかというのは財政金融統計月報に出されているわけですね。それはやっぱり試算ではあるわけですが、今回の定義変更に伴って賃金、それから労働者数、いろいろ雇用関係にどう影響を与えるかというのは、何らかの媒体で試算形式で、この附属として出すと公式っていうことになるかもしれませんが、何らかの形でやっぱりユーザーに情報を提供する必要があると思います。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） かしこまりました。方法論も含めていろいろと検討してまいりたいと思います。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかにございますか。

それでは、この項目に関しましては、区分の変更そのものに関しては、これも公的統計全体の流れに沿うものであるので適当と。ただし、この変更に伴って、特に賃金にどのような影響が及ぶのかということに関しては、賃金構造基本統計調査等を用いて試算をさせていただいて、切替えの時期になるのかどうか分かりませんが、その結果がユーザーの方に入手可能であるような形にさせていただくということで整理をしたいと思います。ありがとうございます。

それでは、時間も押してきているのですが、その次の（４）の統計調査員の活用範囲拡大というところに参りたいと思います。これも最初に事務局の方から御説明をお願いいたします。

○榎松総務省政策統括官（統計基準担当）主査 審査メモ６ページでございます。統計調査員の活用範囲拡大につきまして、変更概要としましては、都道府県職員が直接行っていた第一種事業所に関する督促業務を統計調査員も行えるようにするものです。審査状況でございますが、都道府県職員の業務負担軽減や、報告者に対するきめ細かい対応という観点からは適当と考えますが、統計調査員の業務負担が増えるという意味では、都道府県の業務が全体的に増加することも危惧されます。そのため、今回の措置の具体的内容、妥当性等について確認する必要があります。

論点ですが、aの論点は、今回の督促業務について具体的にどのような内容か。

bの論点は、統計調査員が督促のため事業所を訪れた際、報告者から調査票を持っていただきますなどと手渡された場合、その調査員はその調査票を回収することができるのか。

cの論点は、今回の見直しに当たって、統計調査員は増員されるのか。この場合、調査員の任命などで結果的に都道府県職員の負担は増加しないのか。それとも、第二種事業所を対象としていた調査員が第一種事業所も併せて督促業務を行うのか。この場合、調査員の業務が増加するが、手当の増額等は考えているのか。

dの論点は、統計調査員の説明会の開催など、実際の運用はいつから開始するのか。

以上でございます。

○西郷部会長 ありがとうございます。

それでは、調査実施者からの御説明をお願いいたします。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） それでは、まず、aでございます。統計調査員が行えるようにする督促業務とは具体的にどのような内容かでございますが、まず、統計調査員が督促を行えるようにするのは、提出率の維持・向上のために都道府県職員の負担が増加しないようにするための措置でございます。したがって、統計調査員をどのように活用するかにつきましては、活用できるかどうか、あるいは活用するかどうかも含めて、都道府県の裁量によることと考えております。

私どもの想定としましては、統計調査員の方が、調査票を提出しない事業所に足を運んでお願いをするというのが有効と考えておりまして、第二種事業所の訪問調査を行った際に近隣する第一種事業所があれば、そういったところに督促業務を行うといったことが考えられるかと思っております。

次に、bのところでございますが、報告者から調査票を提出された場合に、統計調査員が回収することは可能かという点でございます。第一種の事業所、30人以上の事業所と申しますのは、これは郵送調査でございます。事業所に対して郵送による提出を促す業務を行うものでございますので、郵送で回答してもらうことを基本といたしますけれども、そもそも提出率の維持・向上が本来の大目的でございます。仮に訪問して督促したときに調査票を渡されたような場合には、運用上、受け取ることもやむを得ないと申しますか、あるかと考えております。ただ、これはあくまで受け取るだけでございますので、審査をしたりとかそういったことは行わないことを考えております。

次に、cのところでございますが、統計調査員が増員されるのか。あるいは第二種事業所を対象としていた統計調査員が併せて行うのか、どちらなのかといった点でございます。また、報酬の増額についての話も聞かれているところでございます。現在、第一種事業所への督促業務に従事する統計調査員に係る経費を予算要求しているところでございますが、増加分は人日で計算しております。新規に人を増やすか、あるいは現在の第二種事業所の調査に従事している統計調査員の方の稼働日数を増やす形で対応するか、双方とも可能と考えております。

今回の見直しと申しますのは、何回も申し上げますが、調査票の提出率の維持・向上を図りつつも、県の方の負担軽減、負担が増えないようにするという狙いとしております。統計調査員の活用の仕方については新規に増員するか、あるいは現在の統計調査員の業務の追加とするかの判断も含めて、都道府県の裁量によることを考えている次第でございます。

また、本件申請についても実際に運用を開始するのはいつからと想定しているかということでございますが、現在、この業務に従事する調査員に掛かる経費を予算要求しているところございまして、平成29年度からの運用を考えている次第でございます。

以上でございます。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

それでは、御意見、御質問等ございましたら伺いたいと思います。特に直接かかわりのある大阪府、東京都から御意見をいただければと思いますけれども、いかがでしょうか。

○持丸東京都総務局統計部人口統計課長 東京都でございます。この間、厚生労働省の方から新たにこういう制度を導入するというので、事前にお話も伺ってございました。しかしながら、具体的にどういった内容か、あるいは制度の運用についてどのぐらい都道府県が運用の範囲があるのかというような、具体的な内容についてはまだ聞いていなかったという状況でございますので、今日のお話を聞いて、具体的にどういった業務に活用して提出率の維持・向上ができるのかということは、今後少し内部で詳細に検討していかなければいけないだろうと思っています。

その中で1つ、督促業務としてどういった内容で、現在調査員が行っている業務に付随して第一種事業所の督促業務に活用できるのかを私どもとしても詳細に現場の状況を把握していく必要があるかと思えます。その上で、都道府県に任されている運用の範囲について厚生労働省と打合せをしながら新年度に向けて内部で活用方策の検討を進めていく必要があるという状況です。

○西郷部会長 ありがとうございます。

大阪府。

○一坂大阪府総務部統計課長 恐らく府県によって職員の体制が異なりますので、それぞれ事情が違うところがあると思えますけれども、今回御提案の内容を素直に読むと、今、やっている都道府県の職員以外に調査員の活用ができるという、一つの選択肢が増えるということであれば、体制については問題ないと思えます。ただ、いろいろ実際の事情を言いますと、訪問してほしい事業所がいたりとか、あるいは、夜遅くに、仕事が終わってから連絡してくれとかいうようなケースとかいろいろありますので、そういったところも含めてまた御相談させていただきたいと考えております。

○西郷部会長 ありがとうございます。

今の点に関して厚生労働省の方から、特に回答を求めるものではなかったというふうに認識はしておりますけれども、何かコメントがあれば。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 今後、この線で御答申いただければ、またいろいろな事務手引など、細かい手引とかいろいろと作成してまいりますので、その際には都道府県の方々といろいろと連絡を密にしながらやっていきたいと思っております。

○西郷部会長 どうもありがとうございます。

ほかに今の論点に関して御意見ございますか。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 事務的に質問なのですが、最初の審査メモの問いの中で、足を運んで督促を行うのか、それとも電話のみで督促を行うかということで、足を運んで行うことを考えているということなのですが、これは電話での督促はしないという意味ですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 必ずしもそういう意味ではございません。

○肥後日本銀行調査統計局参事役 事情が少しよく分からないのですが、事業者の電話番号は把握されておられるんですか。普通に考えると、電話で督促した方が効率は高

いので、電話の督促をされた方が、私どもいろいろ調査を、短観や物価とかを調査していて、基本的には全部、督促は電話で行っています。一々足を運ぶと1日何社かしか行けませんので、普通は電話で、うちの場合は派遣社員にお願いしたりするわけですが、全部、調査票が来ていないところに電話かけるみたいなことをするのが普通です。標準的にはそちらの方が効率がいいのかなと私なんかは思うのですが、その辺はいかがなのでしょう。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） 地域なり、あるいは事業所の特性とかもございまして、足を運ぶと協力して、話もしやすいという場合もありますし、足を運ぶ場合にも前もって電話してからまた訪問するとか、いろいろと事業所によってまちまちかとは思いますが。その辺の融通がきかせるのが調査員のいいところかなと思ったりもしますが。

○西郷部会長 多分、調査員による督促に限らず、有効な手立てをいろいろ打っていただくということで、電話による督促も併用しながらという、そういうふうに私は理解しますけれども、よろしいですか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） それで結構でございます。

○西郷部会長 多分、短観が相手にしている企業というのは大きいところが多いので、電話でも対応してもらえるけれども、公的統計では電話調査はしてないので、電話をかけるのと詐欺を疑われたりすることもなきにしもあらずということもございまして、多分、ケース・バイ・ケースで督促はしていただくのが一番いいのではないかなというふうに私も思います。ここでは足を運ぶっていうふうに何か限定的な書き方になっているかもしれないけれども、電話による督促等も混ぜて、従前の対応をしていただくという、そういうふうを読むということですね。

ほかに何かございましてか。

それでは、まだ少し審査メモが残っているところもあるのですけれども、時間が来まして、この後ももう一つ、統計委員会関係の会議がございまして、本日の審議はこれまでとさせていただきます。

先ほどの宿題、大きなものが2点ございまして、それはそのときに復唱する形で申し上げましたので、ここでは繰り返しません。本日の審議について、また審議できなかった内容について、調査実施者の回答を、資料3の方になりますけれども、そちらを御覧いただいて、お気付きの点等がございましたら、恐縮ですけれども、11月29日、火曜日の午前中までに事務局まで電子メールまたは電話等で御連絡いただければと思います。なお、本日の審議内容につきましては、12月16日に開催予定の統計委員会において報告をさせていただきます。

それでは、最後に事務局の方からご連絡を。

○宮川委員 1点だけ少しよろしいでしょうか。すみません。

先ほど議論がありました常用労働者の定義変更というのがあると思うので、それについて少し意見を言わせていただきました。その点については、恐らく次回、御説明いただく賃金労働時間指数による継続指数の作成というところにも関わってくるかと思っておりますので、

つまり、定義が変更した中で継続指数というのはどういう意味かということになるかと思しますので、そこについてもお考えを次回、お願いできるようにしたいと思います。

○西郷部会長 よろしいでしょうか。

○石原厚生労働省政策統括官付参事官付参事官（雇用・賃金福祉統計担当） はい。

○西郷部会長 それでは、今の点は次回、御対応いただくということで、最後になりますけれども、事務局の方から御連絡をお願いいたします。

○榑松総務省政策統括官（統計基準担当）主査 次回の部会ですけれども、12月15日、木曜日、10時から、本日より新宿区若松町の総務省第2庁舎6階特別会議室において開催することを予定しております。よろしくお願いいたします。

また、先ほど部会長から御連絡がございましたが、本日審議できなかった部分を含め、お気付きの点等がございましたら、準備の都合もありますので、11月29日、火曜日、正午までにメール等、適宜の方法により御連絡いただければ幸いです。

最後に、部会の経過概要につきましては事務局で作成次第、メールにて御紹介いたしますので、こちらにつきましても御確認をお願いいたします。

以上でございます。

○西郷部会長 それでは、以上をもちまして本日の部会は終了させていただきます。長時間どうもありがとうございました。